

パネル出力変更や、
パネル増設をした方

注意!

変更認定申請及び、 変更届出はお済みですか？

変更認定の省令が改正されます 改正後はパネル出力の 変更により買取価格が下がります

以下の案件はすぐに手続きをしましょう！

OB

旧制度の設備認定を取得し、変更認定未申請のまま、
みなし認定移行手続きが「審査済(認定)」に至っていない案件

新

住宅の引き渡し前で、変更認定申請を行わないまま、
みなし認定移行手続きが「審査済(認定)」に至っていない案件

規

2017 年 4 月以降新制度で事業計画認定を受け、
変更認定申請をしていない案件

※事業計画認定の
審査中の方はパネル
変更にご注意下さい

省令改正までに
やるべきこと

①・②に該当する案件は、**みなし認定手続中でも
所定の書類を郵送することで申請が受け付けられます。**

※改正省令施行日(未定)の前営業日の 17 時までに書類が JPEA に到達している必要があります

[10kW 以上変更認定申請書](#) [10kW 未満変更認定申請書](#) [記入様式](#)

※クリックでリンク先に移動します

③に該当する案件は速やかに Web 申請をしましょう！

[再生可能エネルギー電子申請](#)

※省令が改正されると太陽電池の合計出力の変更認定を行うことにより、調達価格の適用時点を定める国の認定日が
見直されます(減少の場合: 合計出力の 20% 未満は除く 増加の場合: 3 kW 未満もしくは 3 % 未満は除く)

改正省令施行日は未定ですが、この日より前に申請を行わないと、価格変更の恐れがあります！

①の場合の時系列



! 現時点では改正省令施行日は公表されていません。早ければ 8 月中旬になる可能性があります。
変更認定申請・変更届出が必要な案件は早急に手続きをして下さい。

平成 29 年 7 月 31 日
資源エネルギー庁

50kW 未満の太陽光発電設備に係る新制度への移行手続完了前の
事業計画の変更認定申請及び変更届出について

改正FIT法における事業計画の変更認定申請及び変更届出について、旧制度において認定を取得した事業者は、新制度への移行手続（以下、「みなし認定手続」）完了後に行っていただくよう現在ご案内しております。しかしながら、みなし認定にかかる審査期間が2ヶ月以上かかっており、みなし認定手続が終わらないために、事業者が当該申請及び届出を行いたくてもできないという事態が発生しております。他方、7月6日にパブリックコメントが開始された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」の中で、これまで届出で変更が可能だった事項について、施行以降は変更認定が必要となる事項があり、当該省令の施行より前に、変更届出を行いたい旨のご要望をいただいています。加えて、住宅用太陽光発電設備については、分譲住宅等の買い手に事業者変更を行えないため、売電が出来ない等のトラブルが発生しております。つきましては、以下の事項に係る変更認定申請及び変更届出に関しましては、事業計画の変更を迅速に行うため、以下運用を行うことといたします。

1. 太陽電池の合計出力の変更について

今般パブリックコメントを実施している改正省令の中で、変更の手続きが変更届出から変更認定申請へと変更になる項目（太陽電池の合計出力の変更）について、50kW 未満の太陽光発電設備事業者のうち、みなし認定手続中の方については、みなし認定手続の完了より前に、当該項目に係る変更届出の様式に記入の上、JPEA 代行申請センター（JP-AC）へ紙で事前に郵送にて提出（様式で要求される添付書類は不要）することができることとし、当該紙媒体が JPEA 代行申請センターに到達した日を到達日として管理※します（但し、みなし認定手続完了後でないとは電子申請はできませんのでご注意ください）。また、本項目と同時申請が可能となっている変更認定申請（太陽電池の製造事業者、種類、変換効率、型式番号等）についても、同様に取り扱うことといたします。

※到達したことはお知らせいたしませんので、申請日をお知りになりたい方は書留など申請者側にて到達が確認できる方法にて郵送していただきますよう、お願いいたします。また、郵送以外は受付できませんのでご注意ください。

ただし、みなし認定手続としての事業計画書の提出をしていない事業者は、当該変更認定申請及び変更届出をすることはできません。当該事項の確認のため、事業計画書をすでに提出している事業者は、再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】（以下、「事業計画書」）の写し（WEB での手続をしている場合、申請情報参照画面の写し）を、最初の紙媒体での変更認定申請及び変更届出に添付して下さい。すでに事業計画書を提出済みで、お手元に控えない場合は、その旨と当該事業計画書を提出した日を文書（様式不問）に記入し、添付してください。

なお、当該方法による紙媒体で提出された変更届出及び変更認定申請の内容については、みなし認定手続が完了し、事業計画書の内容が確定した後に確認・審査を行うこととなりますが、JPEA 代行申請センター（JP-AC）で当該処理を速やかに行うため、みなし認定手続完了後に、改めて同変更申請及び変更届出の電子申請を添付書類の提出を含め必ず行っていただきますようお願いいたします。その際、インターネット環境にない方については、紙媒体での提出も受け付けますが、紙媒体については電子申請よりも処理が遅くなる点についてあらかじめご留意ください。

なお、本変更認定申請及び変更届出は改正省令の施行日の前営業日の 17 時までに到達したものまでを受け付けます（変更届出の経済産業大臣の受理日はみなし認定手続きの後となりますが、紙での届出の到達日が当該改正省令の施行日より前であれば、変更届出として扱います）。

2. 10kW 未満太陽光発電設備に係る事業者変更について

分譲住宅などによるトラブルを早期に解消するべく、10kW 未満太陽光発電設備に係る事業者変更については、みなし手続完了後、紙媒体に比べて速やかな審査（おおむね 1 ヶ月）が可能な電子申請で変更認定申請をしていただくことにより、迅速に処理することといたします。その際、1. と同様にインターネット環境にない方については、紙媒体での提出も受け付けますが、紙媒体については電子申請よりも処理が遅くなる点について、あらかじめご留意ください。なお、申請数が急増した場合や申請書類に不備があると認められる場合には、時間を要するため、上述の期間にて処理を行うことが事実上困難となりますので、あらかじめご理解いただきますよう、お願いいたします。

また、10kW 以上の太陽光発電設備につきましても、可能な限り迅速な処理を行って参りますが、10kW 未満太陽光に比し審査項目が多くなることから、時間を要することとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

参考：手続きフローの例（変更申請と変更届出を同時に提出する場合）

